

〈2面〉

- ・各支部の納涼会
- ・須磨シーワールドツアー（都市計画支部）
- ・市労連小委員会交渉
旅費制度の見直し、育児等に関する制度改正について



2270 '25
(横組み 1857)
8/15

定価 1部10円（組合員の購読料は組合費に含んでいます）

神戸市中央区磯上通 4-1-6 神戸市職員労働組合
発行人/黒田 崇／編集人/村上敏光／☎078-595-6200
メールアドレス kobe4449@kobeshisyokurou.com

8/7人事院勧告

月例給15,014円(3.62%)の引上げ 一時金は0.05月の引上げ すべての号俸で8,300円以上の改定

人事院は8月7日、国家公務員給与について、月例給15,014円(3.62%)、一時金を0.05月引き上げる勧告を行いました。俸給表については、大卒初任給を12,000円、高卒初任給を12,300円引き上げるとともに、若年層に重点を置きつつ、すべての級・号俸で2.7%以上の引上げとなっています。また、自動車等使用者の通勤手当の改善、駐車場の利用に対する通勤手当の新設が勧告されました。この間、自治労・公務員連絡会は、すべての世代の職

員について真に生活改善につながる賃金改定を求め、644,513筆の署名を集約し、組合員の声を背景に粘り強い交渉を進めてきました。その結果、課題となっていた中高年層のところでも8,300円以上の引上げとなりました。一方で、再任用職員の一時金水準の改善を強く求めてきたにもかかわらず、見直しがされておらず不満の残るものとなりました。神戸市の人事委員会勧告は、例年は9月中旬です。市

神戸マラソン2025 ボランティアの募集

- ◆日程 2025年11月16日(日)
- ◆時間 8:00頃～14:30頃
- ◆場所 垂水ブロック
- ◆活動内容 緊急時緊急車両通行対応、コース(沿道)の整理、ランナーサポート、各種案内表示など
- ◆詳細は後日参加者宛てに送付させていただきます。
申し込みはQRコードから



職労は、国と同様にすべての世代でバランスのある引上げを求めて取り組んでいます。

人事院勧告のポイント

官民給与の比較方法の見直し

- ・比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
- ・本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ

月例給

俸給 官民較差：15,014円(3.62%) 【2025年4月実施】
採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定
【総合職(大卒)】 242,000円(+5.2% [+12,000円])
【一般職(大卒)】 232,000円(+5.5% [+12,000円])
【一般職(高卒)】 200,300円(+6.5% [+12,300円])

本府省業務調整手当

- ・幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
- ・課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

特地勤務手当等

- ・著しく不便な地に所在する官署(特地官署等)に勤務する職員に支給される特地勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
- ・特地官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

ボーナス

支給月数の改定 年間4.60月分 → 4.65月分
・期末手当及び勤勉手当の支給月数とともに0.025月分引上げ

職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特地勤務手当等の見直し(以上前掲)のほか、④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

通勤手当

- ①自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- ②現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- ③1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設
【②は2025年4月実施、①及び③は2026年4月実施】

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置
【2026年4月実施】



やまぐち

何度か遠めがねに登場してきた我が家の子供たちですが、ついに全員が就職し、家をでてしまいました。賑やかというか毎日がドタバタしていた生活が一変し、広く感じる家で静かに過ごしています。先日、関東にでた娘が「発熱」との連絡

があった後、状況を確認するもそれから半日近く連絡もありませんでした。そんなにしんどくなかったんでしょね。でも、親からすると遠方にはすぐには行けないので余計に心配になります。働きだして4か月、今年は35℃以上の猛暑日が続出し、エアコンの使用料なども含め、自分の給料で家賃や生活費を払っていかけるのか

心配しだすときがあります。▲今年の春闘では、昨年に続く大幅賃上げが実現しました。それを受けた人事院勧告は、3%台の引上げ勧告となる見込みと報道されています。ただ、「初任給や若年層に重点を置きつつ」という聞き飽きた文句もあります。若年層の給料引上げも必要ですが、中高齢層も同じように物価高

の影響を受けています。そして、若い世代もこれから、中高齢層となっていきます。働き続けたいと思う給料表とするためにもすべての世代でバランスの取れた配分が必要です。この公鏡が発行される頃には人事院勧告が出されている頃ですが、給料の大幅引上げと一時金の引上げ、特に高齢層の引上げに期待したいです。

投稿募集

☆市職労への要望

☆身近に感じる疑問、矛盾、改善への提案 etc.

※教宣部まで

掲載させていただいた方には素敵な記念品を進呈!

氏名()

所属()

匿名希望 有・無

ペンネーム()

各支部の納涼会



税務支部・長田支部・垂水支部 (8/1)



教育支部 (8/1)



農政支部 (8/5)

市労連小委員会交渉

旅費制度の見直し、育児等に関する制度改正について

7月28日市労連は、中村行財政局給与課長をはじめとする当局代表と小委員会交渉を行いました。この交渉で、「旅費制度の見直し」と「育児等に関する制度改正」の提案がありました。市労連は、提案について持ち帰り協議することとしました。



旅費制度の見直し

旅費制度の見直しについては、国家公務員は2024年通常国会において「改正旅費法」が成立し、2025年4月から施行されています。国の旅費法は昭和25年に制定され、必要に応じて金額

等の見直しが行われてきました。しかし、インバウンドの増加や為替・物価等の変動により、特に宿泊料金の乖離が生じるなど経済社会情勢の変化への対応が難

しくなったため、抜本的な見直しがされました。

今回の提案は、国の法改正を受けて、神戸市においても来年度から旅費制度を見直すというものです。

育児等に関する制度改正

改正は、法改正によるも

ので、柔軟な働き方を実現するための制度が拡充されており、市職労としては了承しています。一方で、制度を安心して利用できるような人的配置など職場環境を整えるよう主張していきます。

須磨シーワールドツアー(都市計画支部)

都市計画支部では、7/26(土)、「神戸須磨シーワールド」日帰りツアーを実施しました。

総勢36名で団体入館。入口で集合写真を撮影した後は、其々の家族で自由に楽しんで頂きました。



育児等に関する制度改正について(案)

【提案資料】

- 概要
仕事と育児の両立支援等のため、育児等に関する制度を改正する。
- 改正内容
(1) 育児部分休業等
① 育児部分休業・育児部分休暇の取得パターンの多様化等
下表のとおり改正を行う。

現 行	・ 1 日を通じて 2 時間を超えない範囲で15分単位の取得 ・ 勤務時間の始め又は終わりに <u>限り</u> 取得可能	
改正後	職員は、1 年の期間※ ¹ ごとに取得パターン①②のいずれかを選択して取得可能※ ²	
	<table><tr><td>取得パターン① (第 1 号育児部分休業/育児部分休暇) ・ 1 日を通じて 2 時間を超えない範囲 で15分単位の取得 ・ 勤務時間の始め又は終わりに<u>限らず</u> 取得可能</td><td>取得パターン② (第 2 号育児部分休業/育児部分休暇) ・ <u>1 年を通じて10日相当を超えない 範囲※³で原則 1 時間単位の取得※⁴</u></td></tr></table>	取得パターン① (第 1 号育児部分休業/育児部分休暇) ・ 1 日を通じて 2 時間を超えない範囲 で15分単位の取得 ・ 勤務時間の始め又は終わりに <u>限らず</u> 取得可能
取得パターン① (第 1 号育児部分休業/育児部分休暇) ・ 1 日を通じて 2 時間を超えない範囲 で15分単位の取得 ・ 勤務時間の始め又は終わりに <u>限らず</u> 取得可能	取得パターン② (第 2 号育児部分休業/育児部分休暇) ・ <u>1 年を通じて10日相当を超えない 範囲※³で原則 1 時間単位の取得※⁴</u>	

- ※¹ 毎年4月1日から翌年3月31日までの期間
- ※² 職員は、以下の特別の事情が生じた場合に限り、1年の期間中に取得パターンの変更が可能
- ・ 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと
 - ・ 配偶者と別居したこと
 - ・ その他の申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、申出の変更を行わなければ育児部分休業/育児部分休暇に係る子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情
- ※³ 第2号育児部分休業/育児部分休暇の上限は、以下のとおり。
- ただし、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間はカッコ内の時間
- ・ 常勤職員 77時間30分
(38時間45分)
 - ・ 非常勤職員 1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間
(1日当たりの勤務時間に5を乗じて得た時間)
- ※⁴ 以下の場合においては、例外的に以下に掲げる時間数を取得することができる。
- ・ 1回の勤務に割り振られている勤務時間に1時間未満の端数があり、職員がその勤務時間の全てについて承認を請求した場合 割り振られた勤務時間数
 - ・ 第2号育児部分休業/育児部分休暇の残時間数に1時間未満の端数があり、職員がその残時間数の全てについて第2号育児部分休業/育児部分休暇を請求した場合 残時間数

- ② 会計年度任用職員等に係る育児部分休業の取得要件の変更等
下表のとおり改正を行う。

	現 行	改正後
取得要件	1 週間の勤務日が 3 日以上又は 1 年間の勤務日が121日以上であり、 <u>かつ 1 日の勤務時間が 6 時間以上の勤務日があること</u>	1 週間の勤務日が 3 日以上又は 1 年間の勤務日が121日以上であること
対象となる子	<u>3 歳</u> に達するまで	<u>小学校就学の始期</u> に達するまで

- (2) 介護時間
勤務時間の始め又は終わりに限らず取得することを可能とする。
- (3) その他
育児時間、介護休暇、介護時間、育児部分休業、育児部分休暇、高齢者部分休業について、各制度を取得する時間と連続して休暇等を取得することを可能とする。
※休暇等との併用により1日勤務しないことも可能（育児時間を除く）

3. 実施時期
令和7年10月1日

旅費制度の見直しについて(案)

【提案資料】

- 概要
国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、公費の適正な支出を図る観点から、国における改正内容を踏まえ、旅費制度の見直しを行う。
 - 内 容
(1) 鉄道賃の見直し
・ 運賃等に加え鉄道の利用に必要な費用を支給対象とする。[例：料金に付随する手数料]
 - (2) 船賃の見直し
・ 運賃等に加え船舶の利用に必要な費用を支給対象とする。[例：料金に付随する手数料]
 - (3) 航空賃の見直し
・ 外国旅行において、航空機で著しく長時間（飛行時間24時間以上）移動する場合に運賃の等級を引き上げる。[例：プレミアムエコノミークラスもしくはビジネスクラス]
・ 運賃に加え航空機の利用に必要な費用を支給対象とする。
[例：LCC利用時の手荷物料金等の追加料金]
 - (4) 車賃の見直し
・ 自家用自動車等の利用に必要な費用を実費支給の対象とする。[例：駐車場代、有料道路代]
・ 自家用自動車のガソリン代については、原則、実勢価格を踏まえた定額支給方式とする。
[参考：移動距離 1 kmにつき18円]
 - (5) 宿泊料の見直し
・ 実費支給方式（上限付き）に変更する。
・ 上限額は、「国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）」の「宿泊費基準額（区分は「職務の級が十級以下の者」に対応）」に準ずる
[参考：内国旅行の場合で8,000円～19,000円、外国旅行の場合で8,000円～59,000円]
なお、特別な事情がある場合は、上限額を超えての支給を可能とする。
 - (6) 宿泊手当の新設
・ 宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費（夕朝食代の掛かり増し費用含む）に相当する定額を支給するため、日当を廃止し、宿泊手当を新設する。
・ 支給額は、「国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）」の「宿泊手当」に準ずる<別紙2>
[参考：一夜につき、内国旅行の場合で一律2,400円、外国旅行の場合で3,900円～5,400円]
・ 夕朝食代に相当するものが宿泊費に含まれる場合等は、減額して支給する。
 - (7) 移転料の見直し
・ 実費支給方式に変更する。
 - (8) 着後手当の見直し
・ 実際に宿泊した夜数に応じて、宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額を支給する。
 - (9) 扶養親族移転料の見直し
・ 赴任の命ぜられた日において、生計を一にする同居家族に支給する。
・ 現に支払った交通費等を支給する。
 - (10) 旅行雑費の見直し
・ 支給対象となる費用を追加する。[例：保険料、医薬品・携行品に係る費用]
 - (11) 死亡手当の見直し
・ 職員の配偶者及び子を対象に追加する。
・ 支給額は、「国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）」の「死亡手当」に準ずる [参考：一律930,000円]
 - (12) その他
・ 旅費の返納について、給与等からの控除を可能とする。
・ 市が旅行役務提供者に対し、旅費に相当する金額を支払うことを可能とする。
・ 旅行日数の算定について、距離に応じた算定方法を廃止する。
・ 食卓料及び支度料は廃止する。
3. 実施時期
令和8年4月1日以後に旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行から適用する。